

2025年10月8日
日本製紙クレシア株式会社

【お知らせ】 知的財産高等裁判所の判決について

日本製紙クレシア株式会社（以下、「当社」）が大王製紙株式会社（以下、「大王製紙」）を被告として提起しておりました、大王製紙が製造販売する「エリエール i:na（イーナ）トイレティシュー 3.2倍巻 ダブル」に関する特許権侵害訴訟の控訴審（知的財産高等裁判所 令和6年（ネ）第10069号）において、本日、当社の控訴を棄却する旨の判決（以下、「本件判決」）が言い渡されましたので、お知らせいたします。

本件判決につきましては、内容を精査の上、今後の対応（上告を含む）を慎重に検討してまいります。

当社は、早い時期から、長巻きトイレロールに関して、ふんわり感をキープしつつ従来の3倍の長さを実現する技術開発に力を注ぎ、その成果を基に特許出願を行って、今日までに多数の特許を取得・保有してまいりました。こうして得られた知的財産権は、お客様の利便性向上、地球環境への貢献を目指した企業努力の証であり、企業価値の大きな柱と位置付けております。

今後も、よりよい製品をお客様にお届けできるよう、革新的な技術の研究開発に努めるとともに、法令順守および知的財産権の尊重を基本とし、公正な競争環境の中で、引き続き高品質な製品の提供に努めていく所存です。

なお、本件判決による当社業績への影響はありません。

また、当社と大王製紙との間では、別件特許（第6882075号）に基づく特許権侵害差止等請求事件（令和7年（ワ）第70402号）が東京地方裁判所に係属しております。